

## モバイル市場の競争環境に関する研究会（第9回）

1 日時 平成31年2月22日（金） 16:00～17:30

2 場所 総務省第一特別会議室（8階）

3 出席者

### ○構成員

新美座長、相田座長代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、長田構成員、西村（真）構成員

### ○オブザーバ

塚田公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長、原田消費者庁消費者政策課政策企画専門官

### ○総務省

鈴木総務審議官、谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、竹村総合通信基盤局総務課長、山崎事業政策課長、大村料金サービス課長、山路データ通信課長、梅村消費者行政第一課長、片桐移動通信課企画官、大内事業政策課調査官、大塚料金サービス課企画官、茅野料金サービス課課長補佐、横澤田料金サービス課課長補佐

**【新美座長】** 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまからモバイル市場の競争環境に関する研究会、第9回会合を開催いたします。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。なお、本日、西村暢史構成員はご都合のため欠席と伺っております。また、相田構成員、それから大橋構成員は遅れて到着されるというご連絡をいただいております。

本日は、冒頭、カメラ撮りがございますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

では、まず、本日の配布資料について、事務局から説明があります。よろしく申し上げます。

**【茅野料金サービス課課長補佐】** 本日ですが、本研究会の中間報告書骨子案ということで、資料を1種類お配りしてございます。よろしく申し上げます。

【新美座長】       ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。この研究会は、昨年10月からこれまで8回にわたって、利用者料金その他の提供条件に関する事項、それから事業者間の競争条件に関する事項について議論を積み重ねてまいりました。これらのうち、シンプルで分かりやすい料金プランの実現等に係る事項につきましては、消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループとともに、今年1月に緊急提言を取りまとめたところでございます。その後、これら以外の事項についても、関係者からのヒアリングや会合での議論を重ねてまいりました。また、各構成員から個別にご意見も伺ってきたところでございます。それらの内容を今回、中間報告書骨子案として整理をしてもらいました。骨子案と申しましても、非常に大部の、肉が大分ついているのかなと思うぐらいの骨子案でございますけれども、本日はこの骨子案を事務局からご紹介いただいた後、ご意見を公開していただきたいと存じます。

短い時間でしたが、冒頭、カメラ撮りはここまでとさせていただきたいと存じますので、カメラ撮りのみの方はご退室をよろしくお願い申し上げます。

(カメラ退室)

【新美座長】       それでは事務局から骨子案につきまして、ご説明をよろしく願いいたします。

【大塚料金サービス課企画官】       ありがとうございます。それでは、先ほど座長からご紹介をいただきました資料、骨子案に基づきまして、ご説明させていただきます。

1ページおめくりいただくようお願いいたします。目次を掲げておりまして、内容は4点でございます。利用者料金に関する事項、こちらが4つ。それから、事業者間の競争条件に関する事項、こちらが6つでございます。そのほか、昨年の4月までご審議をいただきましたモバイル検討会の報告書のフォローアップ事項、そして、最後に将来的な課題についての検討をまとめたものでございます。

以下、順次ご説明させていただきます。

さらにめくっていただくようお願いいたします。1ページ、「利用者料金に関する事項」、4つのうちの1つ目、利用者の理解促進に関する事項でございます。以下、この骨子案は全て同じ作りになってございまして、(1)で、これまでの取組、あるいは現状の制度設計等々をご紹介しております。(2)で本研究会におけるご意見、それから、(3)において対応の方向性をまとめさせていただいております。

それでは、利用者の理解促進についてご紹介させていただきます。(1) これまでの取組等でございますけれども、利用者料金その他の提供条件につきまして、利用者が十分に理解した上でサービスを選択できますよう、電気通信事業法において、携帯電話事業者それから販売代理店に対して提供条件の説明、それから提供条件を記載した書面の交付といった義務が課されてございます。それらを具体化しましたガイドラインが併せて作成されているところでございます。

これらを受けまして、携帯電話事業者は月ごとの支払額を示すなど、各種の工夫をされているところでございますけれども、1ページの上から3段落目にありますように、例えば2年間の期間拘束のある料金プランにつきまして、一定の条件の下で、最初の1年間等の限られた期間のみ割引が行われ、月ごとの支払額を提示するのみでは、利用者が適切に期間拘束全体での自らの支払額を把握することが難しいという指摘もあるところでございます。

(2)のご意見でございますけれども、関係事業者の方々からは、利用者に渡す契約書面において、月々の支払総額と26か月の推移をグラフで示しているというご紹介もあったところでございます。

構成員の先生方からのご指摘でございますけれども、1ポツ目でございますとおり、先ほどご紹介したような料金設定等によって、消費者が惑わされている、あるいは期間拘束を行う場合には、一定期間の定期契約であることを明示するとともに、その期間での料金を利用者に示すべきではないかというご意見があったところでございます。

これを受けまして、3ページ(3)対応の方向性でございます。下線を引いたところを中心に読ませていただきますけれども、料金プランが複雑化してきている中で、利用者が支払額を正確に理解し、必要に応じて比較検討を行うことが難しくなっているのではないかと。少なくとも期間拘束のある契約については、利用者が期間拘束全体にわたる負担の総額を正確に理解し、比較検討できるようにすることが利用者による自らのニーズに応じた、サービス選択の確保及びそれを通じた公正競争の促進のために重要ではないか。具体的な提示の場面としては、携帯電話事業者において、契約前の提供条件の概要の説明の際に行うとともに、利用者が料金プランを選択する際に参考とできるよう、各社のウェブサイトにおいて確認することを可能とすることが適当ではないか。以上を踏まえて、総務省においては、消費者保護ガイドラインの改正を含め、速やかに必要な措置を講ずることが適当ではないかということをもとめさせていただいております。

次に、4 ページ、広告表示の適正化でございます。まず、これまでの取組でございますけれども、電気通信事業者協会等々の4 団体で構成する電気通信サービス向上推進協議会におきまして、2004年の3月に、通信サービスの広告表示につきまして、ガイドラインを策定されております。また、同協議会においては、事業者のテレビ広告、それから新聞広告について、事後的に審査をするという取組を行っていらっしゃるところであります。しかしながら、店頭広告、あるいはウェブ広告につきましては、現状において当該審査の対象とはされていないということを書いてございます。

携帯電話に関する広告表示につきましては、販売代理店の店頭広告、テレビCM、ウェブ広告において、一部の利用者には適用されない安価な料金を強調したような広告が行われておりまして、問題であるとの指摘があるということを書いてございます。消費者庁からも、2018年11月に、移動系の通信端末の販売に関する店頭の広告表示について、景品表示法上の考え方が公表されたところでございます。その内容を4 ページから5 ページにかけて記載しています。

これを踏まえまして、5 ページの(2) 意見でございますけれども、関係事業者からいただいたご意見としましては、6 ページの上でございますとおり、事業者において店頭展示ガイドブックの販売代理店への配布、あるいは販売代理店の広告物の事前、事後のチェックの実施を行っているというご紹介がありました。

また、構成員の先生方からは、電気通信サービス向上推進協議会での広告表示関連の取組が行われているので、この取組をさらに強化し、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会などの参加を得て、販売代理店を含めた取組を行うべきではないかというご意見を頂戴したところでございます。

対応の方向性でございますが、利用者は広告により一定の選択を行った上で、店舗などで説明を受けることになっており、より有利な選択肢があったとしても、事前段階で排除されてしまうという問題が起こっている可能性があるのではないかとしてございます。一方で、広告につきましては、商業的なものであるものの、携帯電話事業者や販売代理店による表現行為でありますので、その内容についての規制は最小限であることが望ましいのではないかとしてございます。これを踏まえまして、まずは携帯電話事業者などの関係者において、景品表示法上問題となるおそれのある広告など、不適切な広告が掲示されないよう、自主的な取組を強化することが望ましいのではないかとしてございます。具体的には、店頭での広告表示に関して、携帯電話事業者、販売代理店において不適切な広告が提

示されないよう、事前、事後の確認などの対応を自主的に進めることが望ましいのではないかと。事業者にとっては、販売代理店に対する指導を適切に実施することが求められるのではないかと。現行の実施基準等について、その見直しの可否を含め検討するとともに、自主基準等の運用の強化について検討することが望ましいのではないかとという形でまとめてございます。

以上が2点目の広告表示の適正化でございます。

次に、8ページをお願いいたします。3点目、中古端末の国内流通の促進でございます。これまでの取組でございますけれども、国内での中古端末の供給というのは、海外に比べて少ないという指摘がなされていることを冒頭、紹介してございます。4月まで開催されておりましたモバイル検討会報告書におきましては、中古端末の流通が人為的に阻害されないよう、総務省において取組を行うことについて、提言をいただいております。

これを受けまして、8ページの中ほどの下でございますけれども、総務省においてモバイル指針、こちらの改正を行っております、下取り端末の流通販売を行う者に対して、MNOが当該下取り端末の国内市場での販売を制限することは、業務改善命令の対象となるということを明確に規定してございます。また、2019年の9月1日以降、中古端末のSIMロック解除に応じることを求めているところでございます。また、別の取組といたしまして、本研究会でもプレゼンをいただいておりますけれども、リユースモバイル・ジャパン、それから一般社団法人携帯端末登録修理業協会に加盟する有志の企業が集まり、消費者、それから関連事業者にとって、安心して安全な中古端末取引市場の形成と発展に向けて、端末の格付基準、端末内の利用者情報の処理及び関連法令の遵守等に関して、ガイドラインの作成を進められているところでございます。

関連するご意見を(2)として示してございます。関係事業者からのご意見でございますが、今ほど申し上げましたガイドライン検討会のご意見としまして、中古端末に関する利用者の不安を払拭するためには、中古端末関係事業者において適切な取扱いが行われることを、利用者が確認できることが必要であるというご意見を頂戴しております。また、構成員の先生方からは、10ページ、イでございますけれども、民間のガイドライン策定を通じ、消費者が安全に安心してリユースモバイル端末を利用できる環境整備をすることは良い取組、その上で、ガイドラインには、消費者側の視点が入ることが重要であるというご意見を頂戴してございます。

これを受けまして、対応の方向性でございます。通信料金と端末代金の完全分離が行わ

れることを受けまして、利用者のニーズに適合した適切な選択が行われ、結果として、端末の選択肢の多様化が進むことが想定されるのではないかとすることを冒頭に掲げてございます。SIMロックを行っている携帯電話事業者においては、モバイル指針に沿ったSIMロックの解除が円滑に行われるよう、必要な体制の検討、準備を進めることが求められるのではないかと。それから、利用者が安心して中古端末を売買できるようにすることが必要であり、特にその流通を担う関係事業者において、端末データの確実な消去など、利用者情報の取扱いが適切に行われることが重要ではないか。購入しようとする者が適切な判断をできるよう、必要な情報をわかりやすく提供していくことが重要ではないかと。ということを掲げてございます。

次に、11ページ、引き続きでございますけれども、ガイドライン作成等の取組は、こういった点から望ましいものであり、ガイドラインが作成され、関係事業者においてガイドラインに沿った対応が行われることにより、利用者が安心して中古端末を売買することができるような環境が整備されることが期待されるのではないかと。

最後に、総務省において、中古端末の流通実態の把握を進め、必要に応じて改善のための取組を行うことが必要なのではないかといった内容を記載してございます。

利用者関係の最後、4点目でございますが、12ページ、利用者料金等のモニタリングでございます。これまでの取組でございますけれども、モバイル市場に関する定期的なモニタリングといたしましては、12ページの中ほどに図表がございますが、市場の状況、それから主に事業者間関係に関する規律の遵守状況について電気通信市場検証会議で行っていただいているモニタリングと、利用者に対する説明義務等の利用者規律の遵守状況について利用者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合で行っていただいているモニタリングがございます。しかしながら、利用者料金その他の提供条件につきましては、定期的なモニタリングが行われていないという状況になってございます。

こちらにつきましていただいたご意見でございますが、まず、事業者の方々からいただいたものとして、12ページの一番下でございますけれども、これまでも省令に基づいて事業データの報告を行っている、あるいは、検討会におけるヒアリング要請にも真摯に対応しているというご意見を頂戴してございます。

一方、構成員の先生方からいただいたご意見として、13ページでございますけれども、この1ポツ目、客観的な根拠、あるいはエビデンスに関するデータの収集の仕組みをつくるということが非常に重要であるということ。あるいは、2ポツ、金額だけではなくて、

ネットワークの質、速度、エリアの状況等を含めて、多面的、多角的に比較する必要があるのではないかといったご意見を頂戴しているところでございます。

これを受けまして、対応の方向性でございますが、13ページの一番下でございますとおり、モバイル市場における公正競争の促進に関する取組の効果を定性的、定量的に検証していくことが重要あり、また、さらなる取組の必要性や方向性についての検討の前提ともなるものであることから、利用者料金その他の提供条件の状況、これに関する利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握、分析することが有用なのではないかとさせていただきます。そのために専門家の意見を交えて、携帯電話事業者の取組、料金その他の提供条件の状況、各種規律の遵守状況、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握、分析するモニタリング体制を整えることが適切ではないかとしてございまして、一番下の段落にございまして、2019年度においては、その分析手法等の検討と並行して、まずは改正事業法の施行後を目途に、試行的に把握、分析を始めることとし、その結果も踏まえて、2020年度から本格的な実施をすることが適当ではないかという形でまとめさせていただきます。

以上が利用者間関係の事項でございます。

次の15ページをお願いいたします。こちらから事業者間の競争条件に関する事項、6つでございます。まず、接続料算定の適正性、それから透明性の向上でございますけれども、接続料算定につきましては、平成13年の法改正によりまして、第二種指定電気通信設備制度が導入されたのち、累次に渡る見直しが行われまして、接続料算定の適正性の向上が図られているところでございます。

現在、モバイルの接続料につきましては、各種原価等の実績に基づいて算定をする、いわゆる実績原価方式が採用されているところでございますけれども、こちらにつきましては、当年度終了後の接続会計の整理を経て、翌年度になってこの実績値が固まりますことから、当年度の接続料支払いに当たりましては、前々年度の実績に基づいて算定される接続料によって、一旦、支払いを行ったのち、当該年度末、それから翌年度末に実績値が判明した時点で、精算を行うという方式になってございます。

こちらの接続料の算定方式につきましては、15ページの一番下の段落にございまして、MVNOにおける予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じているという指摘がございます。また、接続料の低下局面において、前々年度の実績に基づく、

相対的に高い接続料により、暫定的な支払いが行われるということになっている結果、過大なキャッシュフローがMVNOに強いられる結果になっているのではないかという指摘もあるところでございます。また、接続料の透明性につきまして、接続料の算定根拠について、現状においては届出を受けた総務省においてのみ、接続料の適正性の確認のために用いられているというのが現状となっております。

これらにつきまして、ご意見でございますけれども、17ページをお願いいたします。まず、適正性の向上に関して、MVNOからいただいたご意見としまして、接続料について、MNOは自らの短期的、中期的な計画を基に事業展開をすることが可能であるが、MVNOは過去のトレンド等から将来を推測するほかなく、競争条件が同等とはいえないというご意見。あるいは、2ポツにございますとおり、当年度の接続料算定の早期化を要望するというご意見があったところでございます。

これに対しまして、MNOのご意見でありますけれども、18ページ、イ、MNOの箇所をご紹介いたします。実際に要した設備コストを利用に応じて、応分に負担することが原則であり、現状の実績原価方式は適切であるというご意見。あるいは、中ほどの少し下でございますけれども、仮に見直しを検討する場合でも、実際にかかった費用を全額回収する現行のルールを考え方を逸脱しないことが大前提であるというご意見をいただいたところでございます。

引き続きまして、構成員からいただいたご意見でございますけれども、19ページの中ほどにございますとおり、予測の精度が高ければ乖離は小さくなるので、まずは予測が適切にできるかどうか、過去データを用いて推定してみたらいいのではないかというご意見。あるいは、20ページの中ほどの下にございますとおり、将来原価方式を導入していく方向性に賛成であるというご意見。価格に影響を及ぼす事項については、丁寧に議論することが必要であり、専門家による検討体制を設けることは大変重要であるというご意見を頂戴しております。

また、透明性の向上について、20ページの一番下にございますとおり、MVNOからは、接続料算定の透明性の一層の向上は、MVNOの活性化につながり得るというご意見。

一方で、21ページにございますとおり、MNOからは、接続料については法令やガイドラインにのっとり算定を行うとともに、総務省の検証を受けている。あるいは、一番下のポツにございますとおり、「報告し意見を伺う」行為自体が諮問と同様の行為になり得ることから、二種指定制度への新たなスキーム追加は過剰規制と考えるというご意見を頂戴



してございます。

透明性に関して、構成員からのご意見ですけれども、2ポツにございますとおり、接続料の公正性、透明性を確保するためには、審議会などでインカメラ手続を用意して、データを全部出す仕組みを用意した方が良いというご意見も頂戴したところでございます。

これらを受けまして、対応の方向性でございます。まず、適正性の向上でございますけれども、MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、接続料に関する予見性の確保及びキャッシュフロー負担等の競争条件の同等性の確保が重要であり、接続料の算定方法についても、その適正性の一層の向上が必要ではないかとしてございます。その点について、将来原価方式は当年度の接続料に関する予見性が向上すること、それから前々年度実績に基づく支払いが不要となり、キャッシュフロー負担が軽減することのメリットがあるということをもとめてございます。そのため、MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料から、将来原価方式により算定することとすべきではないか、そのため総務省において必要な制度整備に速やかに着手すべきであり、具体的な算定方法のあり方について専門家による検討体制により、集中的に議論を行うことが適当ではないかということも掲げてございます。また、当該年度の翌年度末に実施されている接続料算定の早期化を求めることについて、あわせて検討すべきではないかということも記載してございます。

また、透明性の向上について、22ページが一番下の行にございますとおり、接続料の水準や算定根拠など、その算定のプロセスについて、一層の透明性の向上を図ることが重要ではないか。また、その算定根拠等を踏まえて、算定方法の一層の精緻化を検討することが必要ではないかということも掲げてございます。

そのため、総務省において、まずは2019年度に適用される接続料から、提出を受けた算定根拠について審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当ではないか。また、接続料の算定方法の検討に際しては、検討の場実際に提出された算定根拠を示すことが適当ではないかといったことをまとめさせていただいてございます。

引き続きまして、25ページ、事業者関係の2点目、ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証について、ご紹介させていただきます。これまでの取組でございますけれども、モバイル市場において、MNOはサブブランド等による低廉な料金でサービス提供を行い、また、グループ企業がMVNOとして低廉なサービスの提供を行っているところでござい

ます。モバイル検討会の報告書において、サブブランドを含むMNOサービスの料金等の提供条件が、その費用との関係で適切な水準にあるか等、MNOグループにおけるサービス提供条件やグループ内取引について、早急な検証の必要性をご指摘いただいております。

こういった状況を踏まえまして、ご意見でございますが、MVNOからは、25ページの一番下でございますとおり、MNOのグループ会社によるMVNOと、他のMVNOとの間のイコールフットィングを確保することは、移動系通信市場における健全な競争の実現のため重要であるというご意見。逆に、MNOからのご意見としましては、26ページの一番上でございますとおり、MVNOやサブブランドの経営資源については、本来、検証は不要である。仮に、グループ内取引を検証する場合には、電気通信事業者間に限定せず、各グループ会社から事実上の金銭補助を受けていないか等、公平に検証すべきというご意見がありました。

構成員からのご意見でございますけれども、26ページの下から3つ目でございますとおり、スタックテストについては、固定では既に実績が積み重ねられているため、全くの手探りではないというご意見。あるいは27ページでございますけれども、各種のキャンペーン等により、事業者のタリフと実際の利用者の支払額との乖離が発生し、複雑化が発生していると。また、通信料金と端末代金の完全分離により、通信料金の競争活性化など、今後の変化も見ながら、比較方法を検討することが必要であるというご意見を頂戴いたしました。

これらを受けまして、対応の方向性でございますけれども、MNOの低廉な料金プランやMNOのグループ内のMVNOの料金プランにおいて、費用が利用者料金収入を上回り、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるような、ネットワーク関連費の支出が行われますと、他のMVNOは速度等の品質の面で、競争上不利な立場に置かれることが考えられるのではないかとこのことを掲げてございます。モバイル市場における公正競争の確保に向けて、まずはMNOの低廉な料金プラン及びMNOのグループ内MVNOのプランについて、接続料等の総額と、それから営業費相当額との合計額が、利用者料金収入を上回らないものであるか等について、確認を行うことが適当ではないかということも掲げてございます。

そのため、総務省において、事業者からの全ての料金プランについて必要なデータの提供を受けて検証を実施し、その結果について本研究会等で報告を受け、さらなる検証のあり方について検討していくことが適当ではないかという内容を掲げてございます。

引き続きまして、30ページ、3ボツでございますが、音声卸料金の適正性の検証でございます。これまでの取組につきましては、MNOはその音声卸料金をユーザー料金から割り引いて設定する、いわゆるリテールマイナス方式により設定しているというご説明を頂戴しております。しかし、接続料の低廉化、あるいはユーザー料金の多様化が進んでいる中におきまして、音声卸料金の見直しは行われていないという現状になってございます。

こちらにつきましてご意見でございますが、30ページ、MVNOからのご意見としまして、MVNOがMNOと、卸料金の下で同等のサービスや料金プランを提供できるかについて検証の上で、必要に応じてその料金水準が是正されることが望ましいというご意見がございました。

また、31ページでございますけれども、MNOからは、音声卸料金はリテールマイナス方式で決定している。あるいは、今後、MVNOの要望に基づいて卸料金の見直しの実施を検討するというご意見がございました。

構成員の先生方からは、音声卸料金について透明性や適正性に課題がある。いろいろな割引サービスを踏まえたリテールプライスは下がっていると思われるところ、音声卸料金を下げる余地があるのではないかと等々のご意見を頂戴しております。

対応の方向性でございますけれども、32ページでございますとおり、MNOが利用者に対して音声役務を提供する際の実質的な料金が音声卸料金を下回る場合には、音声役務について、MNOとMVNOとの間の公正な競争が期待できないのではないかと。音声卸料金の設定に当たっては、実質的な利用者料金との関係において、公正な競争を阻害しない水準とする必要があるのではないかとということをご指摘でございます。そのため、まずは現行制度の下におきまして、音声役務を提供する際の実質的な利用者料金の水準と音声卸料金の水準について、利用者料金から料金収入を算出し、音声卸料金から費用を算出した上で、両者の比較を行う等の方法により、検証を行うことが適当ではないかと。そのため、総務省において必要なデータを求め、速やかに検証を行うべきではないかとということをご指摘でございます。

引き続きまして、33ページ、MVNOによる多様なサービス提供の実現（セルラーL PWAの提供）でございます。（1）これまでの取組等でございますけれども、セルラーL PWAはワイドエリア、低消費電力等の特徴を有しますIoT向けの通信サービスの提供を可能とする技術でございまして、さまざまな分野での活用が期待されているところでござ

ございます。MNOとMVNOとの間の公正競争が確保され、MVNOによって多様なサービスが低廉な料金で提供されることが期待されるところでございます。

こちらの論点につきまして、ご意見でございますけれども、まず、MVNOからのものとして、1つ目のポツにございますとおり、MVNOがセルラーLPWAにおいても多様で高度な通信サービスを実現し、IoT社会の実現に貢献できるよう、必要な環境整備が求められるというご意見がございました。また、MNOからは、34ページ、イの中の3ポツ目でございますけれども、LPWAの接続方式による提供は、従来のセルラーサービスと電波の利用効率や制御方法等が異なるため、慎重な検討が必要であるというご意見を頂戴しております。

これらを踏まえまして、対応の方向性でございますけれども、セルラーLPWAについて、MNOとMVNOとの間の公正競争が確保され、MNOだけではなくMVNOによっても多様なサービスが低廉な料金で提供されるようになるためには、MNOからMVNOに対して、セルラーLPWAがL2接続により適切な料金で提供される必要があるのではないかといったことをまとめさせていただいております。

引き続きまして、5ポツ、MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与でございます。35ページをお願いいたします。これまでの取組としまして、MNOによるMVNOへのネットワーク提供の促進につきましては、事業者間の競争促進、あるいは利用者利益の保護の観点のみならず、電波法におきましても、電波の公平かつ能率的な利用の確保の観点から、取組が進められてございます。

これにつきまして、ご意見でございますけれども、36ページ、まず、MVNOからのご意見としましては、周波数の割当てにおいて、MVNOとの取引に積極的に取り組み、インセンティブを与えることは、MVNOの普及促進に寄与するのではないかとご意見。あるいは、MNOからのご意見としましては、現状の周波数は割当てに係る審査や利用状況の調査において、総合的な評価をいただいていることを認識していると。その上で、今後も、接続料低減の程度のみを切り出して評価するのではなくて、総合的な評価をいただきたいというご意見があったところでございます。

構成員からのご意見といたしましては、37ページの一番下の項目でございますけれども、電波の利用状況調査におけるMVNOへのサービス提供状況について、法人相手のもの、あるいはUQとワイモバイルの扱いなど、横並びで比較してよいものか、整理が必要であるというご意見をいただいております。

これらを踏まえまして、対応の方向性でございますけれども、競争政策の観点のみならず、電波の有効利用の観点からも、MVNOに対するネットワーク提供は重要であり、MNOがネットワーク提供に継続的に取り組み、インセンティブを与えることが適切ではないかとしてございます。ネットワーク提供の料金のみならず、MVNOへの機能開放の形態、サポート品質、多様かつ多数の者へのネットワーク提供など、多様な要素が存在するという点を記載してございまして、また、MVNOに対するネットワーク提供について、将来的な提供計画の内容だけではなく、多様かつ多数の者へのMVNOサービス提供の実績についても考慮することが重要ではないかということに記載してございます。具体的には、周波数割当てに係る審査に当たって、上記のような多様な要素、提供条件の提供実績の確認の必要性を考慮する必要があるのではないかとということ。それから、電波の利用状況調査におきまして、より一層、MVNOへのネットワーク提供に資するよう、継続的な取組が行われているかの検証等、引き続き行っていく必要があるのではないかとといったことをまとめさせていただいております。

次に、38ページ、事業者間関係の最後の項目でございますけれども、二種指定制度の全国BWA事業者への適用という論点でございます。こちらにつきまして、これまでの取組でございますが、二種指定設備制度は、先ほどご紹介しましたとおり、電波の有限希少性により、新規参入が困難な寡占的な市場であるモバイル市場におきまして、端末シェアの大きいMNOが交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑みまして、一定規模を超える端末シェアを有するMNOに対して、接続料あるいは接続条件についての接続約款の策定、それから届出等の規律を課すものであるということをご紹介してございます。

これを踏まえまして、40ページでございますけれども、全国BWA事業者への二種制度の適用に関しましては、4月まで開催がなされておりましたモバイル検討会においても議論がなされてございまして、40ページの最後の段落でございますけれども、接続協議における交渉上の優位性の考え方を明確にするとともに、総務省において報告を受けている端末設備のシェアを勘案することにより、二種指定設備制度の適用を検討することが必要であると。また、その際、不要なアンバンドルを行う等、適用されるルールが過剰なものとならないようにする必要があるというご意見があったところであり、これをご紹介しております。

今回の研究会におけるご意見を41ページから掲げてございます。まず、MVNOから

のご意見でございますけれども、41ページのアの1ポツ目でございますが、早急にBWA事業者への二種指定制度の適用が必要であるというご意見がございました。一方で、MNOからのご意見としましては、イの1ポツ目でございますとおり、BWA事業者の契約数の大半は携帯電話事業者によるキャリアアグリゲーションによるものであって、BWA事業者には網構成、提供条件から交渉上の優位性はなく、指定は過剰規制であるというご意見がございました。あるいは、3ポツにございますとおり、適用される規制についても、モバイル検討会報告書に記載のとおり、過剰なものとならないようにすべきであるというご意見があったところでございます。

これらを踏まえまして、(3)対応の方向性でございますけれども、交渉上の優位性に関しましては、全国BWA事業者は、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には、交渉上の優位性を有しているものと考えられるのではないかとこのことを掲げてございます。その次に、2011年の情報通信審議会答申におけるこの交渉上の優位性の考え方を書いた上で、43ページの一番下のポツでございますけれども、全国BWA事業者について、この考え方の当てはめといたしまして、全国BWA事業者の端末シェアの大半は電波利用の連携の結果であるところ、この結果については、次のように整理されるのではないかとこのことを掲げてございます。まず、周波数の割当てにつきましては、全国BWA事業者も周波数の割当てを受けていることから、周波数の有限希少性等により寡占市場が形成されているモバイル市場において、MVNOに対する交渉上の優位性を持ち得るということを書いてございます。その上で、収益の拡大を図るインセンティブについての確認でございますけれども、全国BWA事業者は大手携帯電話事業者への卸役務の提供によって、相当水準の端末設備シェアを獲得しており、多くの収益を得るため、MVNOへの設備開放による収益拡大を積極的に行うインセンティブが働いていないということを書いてございます。

これらを受けまして、全国BWA事業者の設備について、特定移動端末設備のシェアが10%を超える場合には、それが電波利用の連携の結果であるときであっても、総務大臣による指定の対象となるものであって、現行制度に基づいて10%を超えたBWA事業者の設備について、適正かつ円滑な接続を確保するため、二種指定設備として指定することとし、総務省において、速やかにその指定のための手続を開始すべきではないかということも掲げてございます。

一方で、全国BWA事業者のネットワークの状況を踏まえまして、指定された場合にお

ける関係規律において、次のような対応を行うことが適当ではないかといしまして、音声伝送役務を行っていないこと等を踏まえまして、①から③までに掲げるような制度見直しを掲げてございます。

次に、46ページでございます。大きな項目の3つ目でございますけれども、4月までのモバイル検討会の報告書のフォローアップを簡単にご紹介させていただきます。48ページ以下に、具体的な取組状況を表の形でまとめさせていただいてございますけれども、このうち、MNPの円滑化に関する対応を特出しで紹介させていただきます。46ページ、一番大きな段落でございますけれども、MNPの円滑化に関する取組につきましては、移転元の事業者による引き止め機会のない事業者間移転を実現するため、KDDI、ソフトバンクから、それぞれ、2019年の春、あるいは5月末までに取り組むという方針を示していただいたところでございますが、それについて総務省において、その状況を注視するとともに、MNPの円滑化に向けてさらなる取組の必要性が認められる場合には、積極的に検討を進めていくべきではないかということをもとめさせていただいてございます。

そのほか、強引な引き止めに関する実態把握、それからコールセンターの混雑状況についての取組をご紹介させていただいているところでございます。

最後に、4点目、将来的な課題についての検討、51ページをお願いいたします。現状等といしまして、モバイル市場は技術の進展が早く、今後もさまざまな技術の進展や、それに応じた新たなサービスの提供が見込まれるということ、冒頭、掲げてございます。5Gの導入、それからeSIMの普及は、モバイル市場におけるサービス提供に大きな影響を与えるものとなるということが想定されるということも掲げてございます。

これらにつきまして、この会議でのご意見でございますが、MVNOからのご意見として、51ページでございますとおり、5G時代における新たなMVNOのネットワークアーキテクチャーの検討において、以下の要件が満たされることが必要であるということで、幾つか掲げていただいております。セキュリティー等、利用の用途に応じた柔軟なサービス提供が可能であること等々が掲げられております。

一方、MNOからのご意見につきましては、52ページの一番下でございますが、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要であるというご意見がございました。

引き続き、53ページでございますが、構成員の先生方からのご意見としまして、1ポツ目でございますとおり、IoTや5Gについて、今のルールを適用できない領域がある

として、何のルールもない状況というのもおかしいので、そこにふさわしいルールは何なのかを改めて考える必要がある等々のご意見がございました。また、eSIMについても同じようなご意見、やりとりがあったところでございます。

これらを受けまして、対応の方向性、(3)でございますが、54ページにまとめさせていただきます。5Gの進展、eSIMの普及等、予想されるさまざまな動向を見据えつつ、将来生じることが想定される課題に対して、その対処方法や詳細な検討を行うべき時期などについて、現時点で検討しておくことが適当と考えられるのではないかと。そのため、こうした課題について中間報告書の取りまとめ以降、議論を進めることが適当ではないかということをご披露させていただきます。具体的な課題の例といたしまして、55ページに、5G、それからeSIMそれぞれにつきまして、MVNOによる柔軟で多様なサービス提供の実現、それから二種指定制度のあり方について、それぞれ具体的な課題の例をご披露いただいているものでございます。

以上、長くなりましたけれども、事務局からご説明させていただきました。

**【新美座長】** ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、論点は非常に多岐に渡りますけれども、意見交換に移りたいと存じます。

ただいまのご説明についてご意見やご質問がございましたら、ご発言をよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

では、西村さん、よろしくお願いたします。

**【西村（真）構成員】** まとめていただいて、ありがとうございます。まず、利用者料金に関する事項というところに、いろいろとまとめていただいています。今回の議論の中で大きな論点の一つは、シンプルな料金プランの実現でありましたので、総額を表示するだとか、詳細な表を掲示して分かりやすく提示するという話は、料金プランが複雑であったことが前提だったので、そういうものを駆使しなくても理解できるような、シンプルな料金プランの実現をぜひお願したいと思っています。よろしくお願いたします。

**【新美座長】** ありがとうございます。これはご要望と同時に、今後の方向をさらに深めていくべきだというご意見だと思います。

ほかにご意見がございましたら、お願いたします。

では、大谷さん、よろしくお願いたします。

**【大谷構成員】** どうもありがとうございます。複雑で多岐に渡る検討項目について、しっかりと各関係者のご意見も整理しつつ、報告書の姿にまとめていただきましたことに



感謝申し上げたいと思います。

幾つかあるのですけれども、前の方から見てまいりますと、1つが中古端末の国内流通の促進ということで、幾つか自主的な取組として望ましいものをご紹介いただいているところです。例えばRMJさんです。11ページでは、ガイドラインの作成などをしていただいているということで、利用者の方が安心して中古端末の売り買いすることができる環境の整備に向けて、準備を進めていただいているということでございます。これは昨年から議論をされているものですので、ぜひ中間報告、取りまとめを示すときには、具体的な内容も盛り込んだ形で、ぜひ多くの関係者のご意見をいただけるように、お願いしたいと思っております。

その中でも特に、安心ということでは、端末内のデータの削除ですとか、電子マネーに関するデータの取扱いについては、利用者にとっての不安材料にもなりますことから、ガイドラインの中ではそこは適正にやるように、チェック項目なども明らかにされる場所だと思います。ガイドラインが実質的に遵守されているのか、実効性を担保するための仕組みをぜひ盛り込んでいただき、できるだけ遵守するような仕組みを内在させたガイドラインにしていただくように、お願いできればと思っております。相互監視というのは難しく、実効性担保のための取組といっても、口で言うのは簡単ですけれども、実質的には相当難しいことだと思います。きちっとした対応をされている事業者さんにおいて、利用者が売り買いできるという仕組みを早くまとめていく必要があるかと思っております。

そして、次に、30ページのところから、音声卸料金の適正性の確保についてまとめていただいているところですが、接続料がここまで低廉化している。つまり、接続料の制度があるからこそ、低廉なものになってきている。MVNOさんから見ますと、それが十分なのかというご意見があるところではありますけれども、音声卸料金についてはそれがずっと高止まりしている状態というのは、音声卸というところの規制がないために、競争阻害性がおのずと高まっているということの証左だと思われまますので、32ページにまとめていただいておりますように、データを精査していただきまして、音声役務の実質的な料金が音声卸料金を下回るかどうかということについての一定の結論は、早期に得る必要があると思っております。仮に下回っているのか、そうではないのかといった事実関係が判明したときに、公正な競争を実現するために、卸についてもどのような対応していけばいいのかといったことについての議論を始めなければいけないと思っておりますので、今後の課題としては、実態が把握できたときにどのような制度を設けるのかについても、議論

を開始する必要があるのではないかと考えているところでございます。

次に、二種指定制度についても詳しく述べていただいているところでして、これまで長く二種指定制度の実現について検討はしてまいりましたけれども、過剰規制にならないための問題点の整理に具体的に取り組んでいただいた結果、この方法であれば、二種指定を導入することが可能な状態になっていると考えております。ただ、55ページのところで、将来的な課題として指摘していただいておりますように、5G時代を想定しますと、今のままの二種指定制度は限界が出てくるものと思っておりますので、現在、考えている制度は4Gの世界での制度だということを確認させていただければと思っております。

ひとまず以上でございます。

**【新美座長】** ありがとうございます。いずれも非常に大事な点についてのコメントでございますので、骨子案を通して、中間の案をつくる时候にも、ぜひ今のご意見を反映するようにしていただきたいと思っております。

ほかにご意見がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

では、長田さん、お願いします。

**【長田構成員】** ありがとうございます。利用者の理解促進のところですが、丁寧に書いていただいていると思っております。対応の方向性のところで、いくつか段落ごとに「示すことが適当ではないか」という書きぶりになってはいますが、ここは全て「示すことが適当である」とすることに賛同いたします。

広告表示のところも、事業者の皆さんの自主的な対応というところで、実施基準の運用の強化とか、それから見直しなどもぜひ進めていくべきではないかなと思っております。広告の仕方も大分変わってきていますし、どこで何を見るのかというところがありますので、そこは自主的な取組を進めていただくという方向性はそうなのだと思いますし、それはぜひ進めていただきたいと思っております。このような場でそれをちゃんと見ていくということも、また大切なのではないかなと思っていて、実質的に広告が変わっていくのを見ていきたいなと思っております。

それから、中古端末のところで、情報の消去については以前に私も質問させていただいたり、その後、詳細なご説明もいただいたりして、取組が進んでいるというのはわかったのですが、何よりもユーザーが、まず、中古の端末を出すときからきちんと理解をしていないといけないのだなとすごく思っていて、より広く深く理解ができるように、今後はそれを周知していくことがとても大切だなと思っておりますので、これも、今

後、中間取りまとめ以降、きちんと見ていくべきことではないかなと思っています。

以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。

ほかにご意見がございましたら、よろしく申し上げます。

では、北さん、お願いします。

【北構成員】 骨子案の作成、お疲れさまでございます。骨太の骨子案になっておりますが、1点、中古端末のところでコメントをさせていただきたいと思います。キャリアさんが下取った端末が国内で流通することを制限するようなことがあれば、業務改善命令の対象になるというガイドラインを作ったわけですが、私、個人的に精力的にこのあたりを調べまくった結果、いろいろな業界関係者からお話を聞いた結果、現時点でそのような制限を行っている事実はないと考えています。キャリアさんの答弁にもありますように、新品の端末を0円キャッシュバックで買えるような世界で、中古端末に高い値段が付くわけがないということであり、これまでは市場性がほとんどなかったということになるわけです。

では、対応の方向性というところにもありますように、完全分離が行われたときに、いよいよ選択肢として、中古端末へのニーズが高まっていく可能性があるわけです。そのような新たな市場が生まれるということは、それはビジネスチャンスである、ということで、我々は特に何もする必要はないのか。何もと申しまして、既にRMJさんたちがガイドライン等を作っていただいています。それ以外に何かやるべきことはないのかなということを経済関係者からヒアリングしまくったところ、幾つか気になる点が出てきました。

1つは、海外で使われた端末をリファービッシュした端末が、国内に流通するというルートもこれから十分考えられるわけですが、そのときに技適の関係で問題があるようです。例えばiPhone 7以降などで、日本の技適を取っていないiPhoneを日本で使うと電波法違反になるのですが、実際どうなのかと業界関係者に聞くと、実質的に問題はないのではないかという意見もあります。おそらくNFCの問題とか、5GHz帯のWi-Fiの電界強度等に関する技術基準の違いが日本と海外であるという話らしいのですが、もし本当に日本でそのような端末を使うと電波が汚れるということであれば、その規制は排除すべきではないのですが、そうでないのであれば、電波法改正も含めてご検討いただきたいということが1つ。

それから、それに付随するのですが、バッテリーです。中古端末を取り扱われている方

とお話をすると、皆さん、とにかくバッテリーの問題が非常に大きいとおっしゃいます。劣化して膨らんだり、爆発したりしたら大変なことになってしまいます。日本にはPSEマークという仕組みがあるわけですが、これが先ほどの海外から中古端末を輸入するとき、非常に大きなハードルになっているということを聞きました。もちろん安全を確保することの方が重要だと思いますが、そこら辺も天秤にかけて、当然、保険という考え方もありますので、PSEが隘路になっていないかということを確認すべきだと思います。

それから3点目です。端末の利用期間、平均買い換えサイクルが既に伸びているのですが、これからもう少し延びるのではないかと。そうなったときに、適正に修理をして使い続けたいということで、修理ニーズが高まってくると思います。電波法上、登録修理業者が適正に修理しないと、技適グレーであるということで、登録修理業者制度があるわけですが、いろんな方に話を聞くと、登録修理業者に登録するハードルが非常に高いということです。登録するには、かなり時間的、金銭的コストがかかるため、町の小さな修理業者ではとてもそのハードルが越えられない。MRRさんという業界団体がありまして、そこにいけば登録のお手伝いを支援してくれるような仕組みがありますが、それにしてもハードルが高いという意見がございます。単にハードルを低めればいいという話ではないのですが、もう少し登録修理業者の認定の仕方について、何か別な方法があるのか、ないのかということも、ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、8ページ目の一番上に、我々が使い終えた古い端末の61.8%が廃棄または保管しているということですが、私も調べたところ、年間、我々日本人が使い終わった端末の約半分の1,500万台ぐらいが机の中に眠っているということです。もちろん、思い出としてとっておきたいという人もいますし、私も壁一面に飾ってコレクションをしていて、たまに電源を入れて思い出に浸っているわけですが、そんな人はほとんどいない。レアです。

自分の使った端末が世の中に流通したときに、本当にきちっとデータが消去されるのか、何となく不安だという人も多いのではないかと思います。実際に端末の情報、Felicaの情報も含めてスワイプする技術は確立されておりまして、キャリアさんが買い取ったら、データ消去する機械で全部消去しているわけです。そういう機械がもっと身近なところ、ショップとかにあれば、目の前で完全消去をして、譲渡するなり、仲介屋さん売るなりということになります。1,500万台というのはとても大きいマーケットです。中には本当に美品、カバーをつけてきれいに使っていた端末もあると思いますし、ぼろぼろの

端末であれば部品としてサルベージすることができます。そういった使い終えた端末の流通に資するような更なる仕組みを、業界を挙げて考えていければいいなと思います。

以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。中古端末をめぐる、やはり考えておかなければいけない重要な点をご指摘いただきました。中でも、データをきちんとスワイプできるかどうかというのはコアだと思いますので、その点についてはぜひ詰めていただきたいと思います。

それでは、ほかにご意見ございますか。大橋さん、どうぞ。

【大橋構成員】 ありがとうございます。3点申し上げますが、まず先ほど、大谷構成員からも指摘があった、30ページ目の音声の卸料金の適正性のところで、32ページ目に書かれている冒頭の3行というのは、多分にプライススクイズだと書かれているのだと思います。これが事実だとすれば、競争政策上、若干問題だろうと思いますので、これは速やかに対処する必要があるのではないかという感じがします。狙うところはアクセスの均等化というところだと思いますが、そのような方向でよろしいのではないかというのが1点です。

2点目は、ネットワーク利用の同等性確保のところ、27ページ目のMNOグループ内のMVNOのプランについてなどと書かれている箇所ですが、これは消費者がMVNOの市場を観念したときに、たとえMVNOでなくとも、MVNOと同等のプランであるならば、競争政策上の市場画定的にはMVNOと競合するプランだと判断されるのだと思います。どちらかという、行政上の区切りではなくて、需要家がどう見るのかという話が市場の見方なので、まず、そこの分析をした上で、たとえMVNOとクラスファイされていないMNOのプランが存在していたとして、それがMVNOと競合するという市場画定的判断があれば、MVNOの市場をゆがめているような価格づけがなされているかどうかという検証は、一定程度必要になるのではないかと、競争政策を勉強している者からは感じますというのが2点です。

3点目ですが、接続料算定の適正性、透明性の向上というところ、23ページ目に書かれていますけれども、二種指定制度における接続料についても、精緻化を検討する必要があるのではないかという文言があって、私も一定程度そうしたことをやっていくことは、今回の議論を伺っていて重要なのではないかという認識はしています。他方で、行政上のリソースもあるのではないかと考えていて、一種でもやっていて、二種でもやってという

と、行政の事務負担はどうなってしまうのだろうという感じはします。一種は独占だけでも、需要が縮小している中でどれだけ価格が上がる蓋然性があるのかという判断もあるのだと思いますが、現在、一種でやっているリソースのシフト、要するに行政上の重要度がどこにどれだけあるのかということと、また、市場へのインパクトという点で、精緻化をすることでどれだけメリットがあるのかということについて相対的な比較評価をした中で、二種制度にもう少し行政上のリソースを割くという考え方や判断も当然あっていいのではないかという感じがいたしました。方向性としてはいいのですけれども、行政コストのことも考えないといけないなという観点からの指摘であります。

それで、最後ですけれども、全体を通じてですが、今回の章立てであるように、利用者料金及び事業者間の競争条件という2つの章立てになっていますが、そもそも利用者料金とはどのくらいであるべきなのか、あるいは事業者間の競争条件は一体どういうふうにあるべきなのかという議論は、できなかつたなという感じはします。何が適正、あるいは公正公平な競争のレベルなのか。料金は安ければ安いほどいいのか、あるいは頃合いが存在するのかという議論は、あまりできなかつたという感じがしています。

そこで重要なのは、今回、12ページ目でいただいた、モニタリングの章で書かれている内容はすごく重要なことだと思っていて、今回、価格のデータを集めますということも言っていただきつつ、ただ、価格だけ見ていたってわからないんですね。価格を見て、この料金は適正だとかいうことは言えないわけで、価格と、あと価格に相当するプランの数量があり、そこから多分、分析を一定程度しないと、データをただ眺めていたのではわからないということだと思います。そういう意味でいうと、ここに書いてあるモバイル市場の状況等々を継続的に把握、分析をする。モニタリングの体制を落ちついた場で、じっくりやるというのはすごく重要だと思います。そういう意味で、本来、モバイルの競争というのはどう考えるべきだということを、落ちついた場でやるというのは非常に良い考えだなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

**【新美座長】** ありがとうございます。競争の観点からのコメントで、ある意味で違った見方でご指摘をいただきました。

ほかにご意見、ご質問がございましたら。

では、佐藤先生、お願いします。

**【佐藤構成員】** まず、骨子案については、これまでのさまざまな意見を包括的にまと

めていただいていると思います。それから、対応の方向性についても、この場での様々な議論を反映したものになっていると思いました。

コメントとしては、全体を読んでみると、先ほど、リソースの話もあったのですが、ガイドラインを改正するとか、モニタリングを実施するとか、スタックテストを試算するということがあり、何かを決めたわけではなくて、これからデータもとりながら、競争ルールを整備するという方向に行くということだと思います。次回以降になるかと思うのですが、各施策をどのような時間軸で進めていくか、またそれを受けてまた具体的な制度設計の議論を実施していくのか、ロードマップの様なものをどこかの時点で示していただきたいと思います。

あとは、周波数の話で、35ページですかね。このような提案は、少し新しい論点が含まれており、周波数に関してインセンティブをどう入れるかということで、大事なポイントになるかと思います。また、37ページに、HLR/HSSの開放等のネットワーク提供の多様性の観点から実施することが必要という記載があります。インセンティブの項目だけでとどめることでのいか、機能・サービスのアンバンドリングによって多様なサービス競争が実現できるということもあるので、新しいネットワークをいかにアンバンドルして、新しい人たちが新しいサービスを提供できる形を作るかということが大事だということを改めて認識すべきと思いました。アンバンドルについては、別の観点から、接続制度の検討の中で改めて議論する必要もあるのではないかと考えます。

【新美座長】      ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございましたら、お願いします。いかがでしょうか。私も、一つ思うのは、6ページと8ページで、いずれも自主基準等とか、ガイドラインという表現になっていますが、自主基準、あるいはコード・オブ・プラクティスで、自主的にそれぞれの業界が行動を律していくというのは大賛成なのですが、実はPDCAを回していくときに大事なのは、これらの自主基準をどうエンフォースするか、そういう仕組みをきちんと用意していないとPDCAは回っていきませんので、こういったものが大事であるということ指摘すると同時に、それをどうエンフォースするのか、そういうこともぜひお考えの中に入れておいていただきたい、あるいはこの中間報告の中で、そういうことについても言及していくというのがあっていいのではないかというふうに思っております。

ほかにご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、関口先生、お願いします。

【関口構成員】 太宗において、私はこの中間報告書骨子案は賛成でありますし、先生方から大体言われてしまったことばかりですので、重複を避けて、1点だけ確認の意味で申し上げたい点に限定して申し上げます。これからの議論として、分析を進めなければいけないことが幾つか出てまいります。各社さんのデータが出てこない、分析ができないという要素が結構ありまして、そういう中で、モバイルの世界での総務省の立場というのは、それほど強制力のあるお力をお持ちではなくて、事業者にどういう形で自主的にデータをお出しいただけるかは心配です。

例えば21ページのところでしたでしょうか、前の会合で座長からインカメラ手続を用意するようなお話もありました。これも一つの工夫だと思うのですが、何らかの形で横並びにデータが並んでないと、1社だけという紹介になると、十分な分析が行えないと思うんです。例えば30ページで、先ほど大橋構成員や大谷構成員もご指摘になっていらっしゃいました音声卸についても、名前が出てくる会社はドコモさんだけでありまして、他はどうなっているのだろうと。多分、データが出ていないのだろうと思うんです。ですから、こういったところについて、今後、分析を進めるに当たって、できる限り積極的にデータをお出しいただきたいと思うし、そういったことについて、制約がある状況の場では、インカメラ方式のような、守秘協定を結んだ上で、その中で値を共有するという形で分析を進めるということをしていかないと、総論賛成、各論反対みたいになってくる状況が見えてくるので、この点について、データの積極的なご提出をお願いしたいと思います。

以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。重要な基礎的な問題を提起していただきました。ほかにいかがでしょうか。相田先生、よろしいですか。

【相田座長代理】 結構です。

【新美座長】 特にならなければ、時間もそろそろ参っておりますので、このあたりで討議を終了させていただきたいと思います。

本日のご議論では、さまざまな注文、あるいはコメントはございましたけれども、この骨子案につきましては、ほぼおおむねのご了解が得られたと考えます。次回の会合で、本日の議論、あるいはこの後、各構成員の皆様から追加的にいただくことがあろうかと思いますが、そのご意見も踏まえて、事務局に中間報告書案を作成いただいて、討議の対象にしたいと存じております。



次回等について事務局から連絡事項があるかと存じますので、事務局からよろしく願いします。

【茅野料金サービス課課長補佐】 次回の会合の日程等につきましては、調整の上、別途ご案内させていただきます。

以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。

それでは、これにて本日の議事は全て終了いたしましたので、第9回会合を終了させていただきますと存じます。

本日は、皆様、お忙しい中ご参加をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上